

大学院学位論文に係る評価基準

関西医療大学学位規程第7条第4項に基づき、関西医療大学大学院の論文審査委員会で適用する学位論文の評価基準を以下に定める。学位論文は以下の全てを満たさなければならない。

- 1 学位申請者が自ら行った研究をまとめたものであること
- 2 研究の背景や目的が十分に説明されていること
- 3 研究計画及び方法が科学的根拠に基づき、適切であること
- 4 学術的に貴重なデータを集積し、結果や仮説に新規性があるなど、学術的価値があること
- 5 論文の記述が十分であり、序論から結論まで一貫して論理的で、整合性があること
- 6 研究全体が関西医療大学 研究倫理指針に照らして適切になされていること

この基準の改廃は、学長が行う。

(令和2年4月1日 施行)

(令和5年1月17日 改正)

(令和5年6月20日 改正)

(令和6年4月1日 改正)